

編集後記

本年度からは改正私学法の施行で、専門学校は実効性のあるガバナンス改革が推進されることになりました。要は理事と評議員の役割が明確に区別され、それぞれの責務を果たすことが求められます。これは専門学校運営に関わる変化ですが、今後こうした教育関連の枠組みの変化が、より一層進められる時代になっています。昨年度の学校教育法の一部改正に伴い、来年度以降専門学校の職業教育そのものの枠組みも大きく変わります。リカレント型／リスクリング型教育に対応することを目的とした学校教育法改正は、以下のような3点を柱にしています。

1. 専門学校の教育課程を「学年制」から「単位制」に変えることができるようになります。大学への編入を円滑にするためです。
2. 一定の要件を満たす専門学校に専攻科を置くことができるようになります。これも世界的に広がっている普通教育と職業教育を統合する職業資格枠組みに専門学校教育を位置づけなおすためです。
3. 専門学校は、大学と同等の項目での自己点検評価が義務付けられ、外部評価を受けることも努力義務になります。日本の専門学校は、英語表記では Professional College としていますので、大学なみの教育の質を確保するためです。

このような変化は、現下の経済社会の変化や働き方の変化に対応するものです。これまでの日本の職場は、大企業が年功序列型終身雇用を従業員の OJT で確保するというイメージを維持してきましたが、これからは、中小規模の事業所が多様な働き方の人材確保を事業所外の Off-JT に委ねるというイメージ転換にむけて、急ピッチで模索する動きにあるといえます。

本誌の巻頭論文では、大手前大学の坂本理郎教授は、事業所が労働者のキャリア形成を支援する上で、ディベロップメンタル・ネットワークのキャリア開発に果たすメンター機能について論考されています。そして、その知見に基づいて、専門学校が大学よりも職場の現実に即してディベロップメンタル・ネットワークと早くから接触できる長所を有していると指摘されています。しかし同時に、現状の日本社会は個別の職務特性を標準化して示していないので、学生自身が、職業の職務特性を見極める力を養うほかなく、専門学校はそれを支援するカリキュラムを提供することが期待されています。

高校新卒者の人口が減少の一途を辿る中、外国人や社会人からの学生を確保し、リカレント型／リスクリング型の職業教育に取り組まざるを得ない専門学校の教職員にとっては、多様化する学生の資質や能力への関心を深めるだけでなく、これまで以上に、卒業生を迎え入れる職場社会の動向について、より一層深い洞察が求められているといえるでしょう。

(編集委員長 小川 全夫)

通巻17号の全体校了を間もなくむかえます。今号も無事発行できますこと、投稿をいただいた先生方をはじめ、関係委員や協力会社に心より感謝いたします。

前号でも少しご案内させていただきましたが、弊学では研究発表の場として、論文投稿の形式として弊誌（敬心・研究ジャーナル）を年に2回発行し、口演発表の形式として「職業教育研究集会」を年に1回実施しております。昨年度より、弊学の FD/SD としており、本年度も「第22回職業教育研究集会」を10月25日（土）10時開始、全体会・分科会の構成で、オンライン＋オンデマンドで開催いたします。学内の運営委員会にて現在準備を進めておりますが、全体会のテーマの方向性は「非認知スキル・コミュニケーション能力」を予定しております。後日、弊学ならびに弊センターのホームページにて詳細をご案内いたしますので、ぜひご参加・ご視聴いただけますと幸いです。

そして、毎回のご願いとなりますが、弊誌をみなさまの研究発表の場として活用いただけますと大変幸いに存じます。ご投稿お待ちしております。

(編集事務局 杉山 真理)